

学術振興事業等の統合・廃止について

1 改正理由及び内容

(1) 公開講座等助成金とオープンカレッジ助成事業の統合

一般学術振興助成事業及び緒方学術振興助成事業により実施する公開講座等助成金と一般会計により実施するオープンカレッジ助成事業については、①市民を対象とした公開講座の開催を支援、②1講義あたりの助成上限額が5万円という点で共通している。制度創設当初は各事業の担当部局が教育委員会と市長部局に分かれていたが、現在は市長部局で両事業を実施しており、非常に類似点の多い制度であることから、オープンカレッジ助成事業を公開講座等助成金に統合して実施することとしたい。

(2) 研究成果公開支援助成金の廃止

市内大学に所属する研究者の国内外への研究成果発信を促進することにより、本市の学術レベルの向上を図ることを目的として、令和3年度より研究成果公開支援助成金を創設したが、制度開始当初より応募者が少なく助成実績も低迷していることから研究成果公開支援助成金を廃止したい。

(3) 一般学術振興助成事業に係る基金取り崩しについて

これまで、一般学術振興助成事業については、基金を取り崩さず、基金運用益の範囲内で当該助成事業を実施してきた。

オープンカレッジ助成事業については、各キャンパスで連続講座を実施するため、毎年度、安定的に事業を実施できるよう予算を確保する必要がある。

また、公開講座等助成金についても、年度により助成件数が大きく変動しないように予算を確保する必要がある。

このため、基金運用益の範囲内での事業実施を前提としつつ、基金運用益の減少により事業実施に必要な予算の確保が困難となる場合には、基金の一部を取り崩し、当該助成事業の事業費に充てることとしたい。

現行			改正内容
事業名	区分	事業内容	事業内容
緒方学術振興助成事業	公開講座等助成金	市内の大学に在籍する教員が市民を対象とする公開講座、講演会等において講演等を行う場合に当該講演会等の主催者に対し、1回5万円を限度として支給	現行のとおり

		する。	
	<u>研究成果公開支援助成金</u>	<u>市内の大学に在籍する教員、博士研究員、大学院生又は研究生が自ら執筆する学術論文を学会誌等の研究ジャーナルへ投稿する場合に、論文投稿料等として1件10万円を限度に支給する。</u>	廃止
一般学術振興助成事業	公開講座等助成金	緒方学術振興助成事業の公開講座等助成金に同じ。	オープンカレッジ助成事業と統合
	<u>研究成果公開支援助成金</u>	<u>緒方学術振興助成事業の研究成果公開支援助成金に同じ。</u>	廃止

2 実施時期

令和7年度